

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本庄市は、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県本庄市長

公表日

令和5年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	○事務全体の概要 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく介護給付費、自立支援医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費等の支給に関する事務を行う。 また、同法に基づき市町村で実施する移動支援事業等の地域生活支援事業に関する事務を行う。 ○特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①介護給付費等の支給 ②自立支援医療費の支給認定、支払 ③障害者支援区分の認定 ④補装具費の支給 ⑤地域生活支援事業による支給
③システムの名称	自立支援医療システム、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 109, 116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) 108, 109, 110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 総務部行政管理課 電話 0495-25-1161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 福祉部障害福祉課 電話 0495-25-1125

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の8 4の項	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の8 4の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第60条	事後	
平成28年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制 限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16, 26, 56の2, 57, 87, 109, 116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108, 109, 110の項	・番号法19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16, 26, 56の2, 57, 87, 109, 116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第12条、第19条、第30 条、第31条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) 108, 109, 110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第55条	事後	
平成28年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年9月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年9月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 16, 26, 56の2, 57, 87, 109, 116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 108, 109, 110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条</p>	<p>・番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 108, 109, 110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3</p>	事後	
平成30年9月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 永尾 仁一	課長	事後	
平成30年9月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年9月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月31日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和4年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 108, 109, 110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3</p>	<p>・番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 109, 116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2、第59条の2の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 108, 109, 110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3</p>		
令和5年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	